

飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託(以下「本業務」という。)の目的や方針を十分に理解したうえで最適な提案を行うことができる業者を募集し、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を契約の相手方として特定するために行う公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託

(2) 業務の内容

本要項及び別添「飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託仕様書」に記載のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月15日まで

(4) 提案上限額

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 事務局

飯豊町商工観光課観光交流室

住所：〒999-0696 山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

電話：0238-87-0523(直通) FAX：0238-72-3827(代表)

Email：i-kankou@town.iide.yamagata.jp

4 調達方式

本業務の業者選定にあたっては、高度で専門的な知識及び技術、創造性、構想力を評価する必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

5 参加資格要件等

(1) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(以下、「参加者」という。)は、参加申込をする時点で、次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

② 飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、現在、競争入札参加者登録をしていない場合には、参加申込期限の令和6年8月16日(金)までに本業務に係る競争入札参加資格審査申請書等必要書類を事務局に提出し、正式に受理された場合は参加資格を有するものとする。

- ③ 企画提案書等の提出期限において、国又は地方公共団体の指名停止処分を受けていないこと。
- ④ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ⑥ 各種納税証明において未納の金額がない者
- ⑦ 東北地方又は関東地方に本社（支社）、本店（支店）、営業所を有すること。

(2) 参加資格審査申請

参加資格要件のうち、現在、飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録がなく、本業務に係る参加資格申請を希望する場合には、次に掲げる提出書類を提出するものとする。なお、この申請が正式に受理された場合においても、当該参加資格は、本業務に限定するものであり、飯豊町競争入札参加資格者名簿に登録されるものではないことに留意すること。

【提出書類】

- ①参加資格審査申請書（様式第1号）
- ②商業登記簿謄本 登記事項証明書3か月以内に発行されたもの（写し可）
- ③納税証明書 法人税・消費税未納なしの証明書（納税証明書「その3の3」）（税務署）
3か月以内に発行されたもので、直前1年分の証明書。
- ④印鑑証明書 申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ⑥営業所一覧表（様式第3号）
- ⑦納入実績調書（様式第4号）
- ⑧財務諸表（直前1事業年度分の決算報告書等の写し）

6 参加申込

「5 参加資格要件等」を満たし、本業務の本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第5号）
- ② 会社概要書（様式第6号）
- ③ 他の基礎自治体における観光計画策定業務に関する主な受託実績（様式第7号）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法 持参・郵送又はPDF形式のデータを電子メールにて送付すること。提出期限までの必着とする。なお、電子メールで送付する場合、到着の有無について提出先へ確認のこと。

(4) 提出期限 令和6年8月16日（金）まで

※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先 「3 事務局」に記載する事務局に提出すること。

(6) 参加資格審査 提出された書類等に基づいて事務局で参加資格を審査し、資格適合者には、令和

6年8月20日（火）までに、プレゼンテーション参加要請書を電子メールで通知する。

7 質問の受付及び回答

本業務に関し質問がある場合は、質問票（様式第8号）により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。また、質問項目は、参加資格、参加申込及び提出書類の作成に係るものとし、審査に関する質問は受け付けない。

（1）提出期限

令和6年8月18日（日）まで

（2）提出方法

電子メールによる提出のみとする。

（3）提出先

「3 事務局」に提出すること。

（4）質問事項と回答

令和6年8月19日（月）までに、随時、飯豊町公式ホームページに掲載する。なお、質問者の氏名等は記載しない。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、別紙の仕様書を熟読の上、次に定めるところにより作成すること。

（1）提出書類等

① 企画提案書（様式第9号）

企画提案書（様式第9号）に付帯する企画提案内容（任意様式）はA4サイズを使用し、表紙、目次、本編（提案内容）により構成するとともに、できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

② 本編（提案内容）

次の内容を簡潔に記載すること。

ア) 業務の実施体制 ※業務に係る人員配置や協力体制などを記載すること。

イ) 業務の実施計画及び実施スケジュール

ウ) 業務責任者、担当者（予定）の略歴及び実績

エ) 提案事項

※各種データ収集・分析の手法、対策案検討の手法、住民参画の手法、現時点で想定される対策案の具体例などについて記載すること。

（2）経費見積資料

当該業務に必要なすべての経費を積算し、その内訳（任意様式）を添付すること。

（3）提出方法

上記資料に関し、印刷したものと電子データをそれぞれ期限までに提出すること

- ・印刷物 : 10部を持参または郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、特定記録、簡易書留及び書留のいずれかによるものとし、提出期限までの必着とする。
- ・電子データ : PDF形式にて電子メールで提出期限までに提出すること

（4）提出期限

令和6年8月28日（水）まで

※持参する場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

「3 事務局」に記載する事務局に提出すること。

(6) その他

- ① 企画提案に関する必要経費は、提案者の負担とする。
- ② 提出期間後における提出書類の修正、変更は認めない。
- ③ 企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。

9 受託者の選定方法

(1) 選定方法

- ① 受託者の選定は、「飯豊町持続可能な観光計画策定業務委託公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）を設置し、別表「評価基準」に基づき審査を行う。ただし、多数の参加表明があった場合は提出書類をもって事前の1次審査を事務局にて実施し選定することがある。
- ② 審査会での選定は非公開とし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。また、選定経過については、公表しない。
- ③ 審査会は、審査委員の評価点の合計得点が最上位の者を最優秀事業者（契約予定事業者）として決定し、次に得点が高かった者を次点の事業者とする。
- ④ 最高得点の事業者が複数の場合は、審査会の合議により決定する。
- ⑤ 企画提案書を提出した参加者が1者の場合であっても、審査会において提案内容について審査を行い、提案の内容についてその目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該参加者を事業者として選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果の通知については、提案のあったすべての事業者に対し、令和6年9月上旬に書面及び電子メールで通知する。

10 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時及び場所

（日時） 令和6年8月30日（金）午後予定

（場所） 飯豊町役場 3階委員会室

(2) 実施時間

1事業者につき30分程度とする。

企画提案書の説明を20分以内、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

(3) 説明者

説明者は、3名以内とする。

(4) その他

- ① 時間帯及び場所についての詳細は、企画提案書提出後に通知する。
- ② プレゼンテーションは非公開とする。

- ③ プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づいて表現することとし、新たな内容の資料等の使用は認めない。
- ④ プロジェクターとスクリーンは事務局で準備する。それ以外のパソコン等は持参すること。

1.1 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格要件等」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) その他審査会が失格と認めた場合

1.2 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合、プロポーザルの準備に要した経費を本町に請求することはできない。

1.3 参加辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第10号)を事務局へ提出すること。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後において不利益を被ることはない。

1.4 実施要項の配布等

実施要項、様式の配布については、飯豊町公式ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

飯豊町公式ホームページ URL <https://www.town.iide.yamagata.jp/>

1.5 スケジュール

- ・参加表明書等及び参加資格審査申請書等の提出期限 令和6年8月16日(金)
- ・質問の提出期限 令和6年8月16日(金)
- ・質問の回答 令和6年8月19日(月)
※ 受領した質問については、随時HPにて回答を公表していく。
- ・プレゼンテーション参加要請書の送付 令和6年8月20日(火)
- ・企画提案書等提出期限 令和6年8月28日(水)
- ・プレゼンテーション審査 令和6年8月30日(金)
- ・審査結果通知及び公表 令和6年9月上旬

1.6 契約の締結

本プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務については、企画提案内容等に記載された内容を反映しつつ、本町との協議を経て実施する

ものとする。そのため、最優秀提案事業者に選定されたものは、本町と機能向上に向けた協議を行い、契約締結の準備が整い次第、随意契約により契約を締結する。ただし、最優秀提案事業者が「1 失格事項」に該当した場合は、契約を締結しない。この場合、次点者と協議を行うものとする。なお、契約締結に関する事務は、飯豊町の規則に定めるところによる。

1.7 その他

- (1) 提出書類等に虚偽のあることが判明した場合は、選定結果を取り消すことがある
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 参加に要する一切の経費は応募者の負担とする。